

岩美町アルツハイマー病治療薬補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町アルツハイマー病治療薬補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、アルツハイマー病治療薬（レカネマブ）の保険診察が可能になったことに伴い、早期検査及び治療に向かう町民の生活負担を軽減することを目的として交付する。

(対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる補助対象経費とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付対象者は町内に住所を有するアルツハイマー病治療薬の検査、治療を希望する者とする。

(補助金の算定等)

第5条 補助金の額は、対象経費の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に対し、別表の第4欄に定める率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

(予備申請の時期)

第6条 本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）はは初期検査を受けた日からレカネマブ投与治療を開始する日までに予備申請を町に対して行わなければならない。

2 前項の規定による申請は様式第1号による申請書を提出して行うものとする。

(交付見込み)

第7条 町長は前条の規定による申請を受けたときは、岩美町アルツハイマー病治療薬補助金交付見込み（様式第2号）を申請者に通知する。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、別に定める日までに行わなければならない。

2 申請者は、岩美町アルツハイマー病治療薬補助金交付申請書（様式3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第4号）
- (2) 収支予算書（様式第5号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(申請事項の変更)

第9条 規則第10条第1項の規定による町長への承認申請は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微は変更とは、別表の第5欄に定めるもの以外の変更をいう。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは岩美町アルツハイマー病治療薬補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(着手届、完了届、検査及び補助金の額の確定の適用除外)

第11条 本補助金の交付にあたっては、規則第12条、13条、第14条及び第18条の規定を適用しないものとする。

(実績報告)

第12条 本補助金の交付を受ける者は、岩美町アルツハイマー病治療薬補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 診療明細書の写し
- (2) 検査及び治療にかかる医療機関が発行した領収書の写し
- (3) 治療にかかる医療機関の証明書（治療内容が具体的に確認できない場合に限る）
- (4) 所得区分の確認のための書類（申請者の所得区分を確認できない場合に限る）
- (5) 事業報告書（様式第4第）
- (6) 収支決算書（様式第5号）

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条の規定による報告は次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条の補助事業の中止の場合にあつては、中止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条の補助事業が完了したときは、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

(請求の時期等)

第14条 規則第20条の規定による請求は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに行わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和6年度事業から適用する。